

(記入例)

8

給与支払報告書(個人別明細書)

9

13

10

14

11

12

15

16

17

18

※ 区分										※ 種 別										※ 整理番号										※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
※ 区分										(受給者番号)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
※ 区分										(個人番号)										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
※ 区分										(役職名)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
※ 区分										(フリガナ)										トキ イチロウ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
※ 区分										土岐 一郎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
※ 区分										岐阜県土岐市土岐津町土岐口1000番地										1氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
※ 区分										種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
※ 区分										給与										1 2 0 0 0 0 0 0										9 9 0 0 0 0 0 0										5 5 3 9 8 4 6										2 7 2 0 0 0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
※ 区分										(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である義族の数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
※ 区分										老人										特 定										老 人										そ の 他										特 親										数										特 別										そ の 他										義 族 の 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
※ 区分										C有										D有										E有										F有										G有										H有										I有										J有										K有										L有										M有										N有										O有										P有										Q有										R有										S有										T有										U有										V有										W有										X有										Y有										Z有										AA有										AB有										AC有										AD有										AE有										AF有										AG有										AH有										AI有										AJ有										AK有										AL有										AM有										AN有										AO有										AP有										AQ有										AR有										AS有										AT有										AU有										AV有										AW有										AX有										AY有										AZ有										BA有										BB有										BC有										BD有										BE有										BF有										BG有										BH有										BI有										BJ有										BK有										BL有										BM有										BN有										BO有										BP有										BQ有										BR有										BS有										BT有										BU有										BV有										BW有										BX有										BY有										BZ有										CA有										CB有										CC有										CD有										CE有										CF有										CG有										CH有										CI有										CJ有										CK有										CL有										CM有										CN有										CO有										CP有										CQ有										CR有										CS有										CT有										CU有										CV有										CW有										CX有										CY有										CZ有										DA有										DB有										DC有										DD有										DE有										DF有										DG有										DH有										DI有										DJ有										DK有										DL有										DM有										DN有										DO有										DP有										DQ有										DR有										DS有										DT有										DU有										DV有										DW有										DX有										DY有										DZ有										EA有										EB有										EC有										ED有										EE有										EF有										EG有										EH有										EI有										EJ有										EK有										EL有										EM有										EN有										EO有										EP有										EQ有										ER有										ES有										ET有										EU有										EV有										EW有										EX有										EY有										EZ有										FA有										FB有										FC有										FD有										FE有										FF有										FG有										FH有										FI有										FJ有										FK有										FL有										FM有										FN有										FO有										FP有										FQ有										FR有										FS有										FT有										FU有										FV有										FW有										FX有										FY有										FZ有										GA有										GB有										GC有										GD有										GE有										GF有										GG有										GH有										GI有										GJ有										GK有										GL有										GM有										GN有										GO有										GP有										GQ有										GR有										GS有										GT有										GU有										GV有										GW有										GX有										GY有										GZ有										HA有										HB有										HC有										HD有										HE有										HF有										HG有										HH有										HI有										HJ有										HK有										HL有										HM有										HN有										HO有										HP有										HQ有										HR有										HS有										HT有										HU有										HV有										HW有										HX有										HY有										HZ有										IA有										IB有										IC有										ID有										IE有										IF有										IG有										IH有										II有										IJ有										IK有										IL有										IM有										IN有										IO有										IP有										IQ有										IR有										IS有										IT有										IU有										IV有										IW有										IX有									

住所・氏名(フリガナ)は令和8年1月1日現在の状況を記入してください。

控除対象扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人)の数を記入してください。

控除対象扶養親族のうち70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)の数を記入してください。

老人扶養親族が同居している場合は、「④」欄にその人の数を記入してください。

控除対象扶養親族である16歳以上の人(平成22年1月1日以前に生まれた人)のうち、特定扶養親族、老人扶養親族以外の人の数を記入してください。

受給者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円超123万円以下の人の数を記入してください。また、手引を参照の上、区分欄に対応する区分の「10～90」（特定親族が令和8年1月1日現在、国外に居住している場合は「11～91」）の番号を記入してください。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した額を記入してください。

扶養親族のうち16歳未満の人(平成22年1月2日以降に生まれた人)の数を記入してください。
※表面左側の6をお読みください。

(源泉) 控除対象配偶者、扶養親族及び同一生計配偶者のうち障害者控除の対象者の数を記入してください。特別障害者が同居している場合は、特別障害者「K」欄にその人の数を記入してください。

例：控除対象扶養親族3人のうち1人が同居の特別障害者である場合

控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		
特 定		老 人		そ の 他		特 別				特 別	そ の 他		
㉒	人	従人	㉑	人	従人	㉓	人	従人	人	㉔	人	㉕	人
						3				1	1		

※配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者の障害者控除については表面の⑨摘要欄の記入事項2をお読みください。

本人の申告による小規模企業共済等掛金の控除分がある場合、下記の例のように内書となりますので注意してください。

社会保険料等の金額に国民年金保険料等がある場合は、⑳欄に金額を記入してください。
※表面の㉑摘要欄の記入事項3もお読みください。

例：給与等からの控除分 913,386円
申告による小規模企業共済等掛金 120,000円
申告による国民年金保険料 176,460円
(②欄に記入が必要です)

社会保険料等の金額						
⑤内	千			円		
1	2	0	0	0	0	
1	2	0	9	8	4	6

※表面をお読みください。

控除対象配偶者または配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。
※退職した方で源泉控除対象配偶者を有している場合も、記入してください。

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の金額を記入してください。また、摘要欄への記入が必要な場合があります。
※表面の⑨摘要欄の記入事項7をお読みください。

住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	A	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	D	住宅借入金等年末残高(1回目)	E	円
	住宅借入金等特別控除可能額	B	円	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)	円

A：住宅借入金等特別控除適用数
家屋の新築又は増改築等をして住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数を記入してください。なお、適用数が3以上のときは、摘要欄に住宅借入金等特別控除区分、居住開始年月日及び年末残高を記入してください。

B：住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。

C：居住開始年月日を記入してください。

D：住宅借入金等特別控除区分
適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

また、該当住宅の取得や増改築が「特定取得」に該当する場合には、「(特)」を、「特別特定取得・特例取得・特別特例取得」に該当する場合には、「(特特)」を、「特例特別特例取得」に該当する場合には、「(特特特)」を付記してください。

例：特定増改築等住宅借入金特別控除の適用があり、特定取得に該当する場合は「増（特）」と記入します。

E：住宅借入金等年末残高を記入してください。

氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。令和8年1月1日現在、国外に居住している場合、控除対象扶養親族については手引を参照の上、区分欄に対応する区分の「01～04」の番号を記入してください。16歳未満の扶養親族は区分欄に「○」を記入してください。

5人目以降の控除対象扶養親族もしくは16歳未満の扶養親族の個人番号を記入してください。その場合、摘要欄への記載が必要です。
※表面の⑨摘要欄の記入事項1をお読みください。

主たる給与の支払いが他にある場合は○を記入してください。

年末調整において寡婦・ひとり親に該当することとなった場合、該当する欄に○を記入してください。

受給者が未成年者であるかの判定や同姓同名の方の判別に使用しますので
正確に記入してください。元号は漢字で記入してください。

給与支払者の個人番号または法人番号を記入してください。

給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)の提出依頼について

平素は、土岐市税務行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。令和8年度市・県民税賦課のため、給与支払報告書等の書類をお送りいたします。下記事項にご注意いただきご記入をお願いします。

前年度特別徴収事業所は所在地、名称を記載した総括表をご利用ください（市内事業所は別途郵送）。
令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出期限は令和8年2月2日（月）となっていますが、事務処理の関係上、誠に勝手ではございますが令和8年1月23日（金）までにご提出をお願いいたします。

本パンフレットは住民税の正確な計算のために、給与支払報告書作成時にご注意いただきたい点について、特筆して記載させていただいております。

給与支払報告書に関する詳細な記載方法は、国税庁ホームページまたは国税庁が発行する「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（以下、手引と言います）の記載方法を参照の上、記載してください。

※この記載例は「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の発行前に作成した物になりますので、標題等に変更がある場合があります。

記

- 給与の支払いを受ける人、被扶養者、支払者の個人番号または法人番号の記入が必要です。
- 住所、氏名(フリガナ)、生年月日の記入は、必ず住民登録（令和8年1月1日現在）してあるものを記入してください。なお、土岐市に住民登録がされていない人でも、令和8年1月1日現在土岐市に生活の本拠があれば課税の対象になります。
- 受給者番号を使用される場合は、その番号を記入の上、番号順にして提出してください。
- 給与支払報告書を再提出される場合は、⑨ 摘要欄に朱書きで「再提出」と記入の上、提出してください。
- 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族のうち、令和8年1月1日現在国外に居住している非居住者の情報の記入が必要です。控除対象扶養親族等の区分欄や摘要欄の書き方に注意して記入してください。
- 扶養親族のうち16歳未満の人(平成22年1月2日以降に生まれた人)の数は「⑥16歳未満扶養親族の数」欄に記入してください。
※障害者控除は16歳未満の扶養親族にも適用されます。また、16歳未満の扶養親族の数は市・県民税の非課税範囲やひとり親の判定等に関係するので、記入漏れのないようご注意ください。
- 社会保険料等の金額について、給与から天引きしている健康保険、厚生年金保険等のほか、年末調整時に本人が申告された国民健康保険、介護保険、国民年金保険、小規模企業共済等掛金等がある場合は、その金額を含めて記入してください。
※⑨摘要欄の記入事項 3 及び裏面⑧社会保険料等の金額をお読みください。

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市役所 市民生活部 税務課 市民税係
TEL (0572) 5 4-1111（内線161・162・163）

給与支払報告書の書き方(裏面の続き)

⑨ 摘要欄の記入事項

1. 5人目以降の扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名等の記入

対象扶養親族の氏名と続柄を記入してください。この場合、氏名の前に⑮に記入する括弧書きの数字を付記し、個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

また、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を氏名の後に付記してください。

- ・国内居住で16歳未満の場合：「（年少）」と付記してください。
- ・国外居住の控除対象扶養親族の場合：手引を参照の上、対応する区分の「(01)～(04)」を付記してください。
- ・国外居住で16歳未満の場合：「（非居住者）」と付記してください。

2. 配偶者控除の対象ではない同一生計配偶者が、障害者または特別障害者に該当する場合

給与所得者本人の合計所得金額が、1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は、配偶者控除を受けることが出来ませんが、障害者にかかる控除は受けられます。この場合の同一生計配偶者が、障害者、特別障害者に該当する場合は、配偶者の氏名の後に同一生計配偶者である旨を(同配)と付記してください。

この場合、「⑩（源泉・特別）控除対象配偶者」には記入をしないよう注意してください。

3. 給与天引以外の社会保険料控除額がある場合

給与天引き以外の国民健康保険、介護保険等を含めて年末調整した場合は、各保険料の控除額を摘要欄に記入のご協力をお願いします。

【3の記入例】

(摘要)	
国民健康保険料	78,900
介護保険料	24,600

4. 中途就職者の前職分の記入

中途就職者の前職分収入を含めて年末調整した場合は、前職分の支払金額、社会保険料の金額、源泉徴収税額および事業所名を記入してください。
前職分との重複課税防止のため必ず記入してください。

5. 特別徴収できない場合

受給者への給与の支払いが一定でない等、市・県民税を特別徴収（給与天引）できない特別な事情がある場合のみ「普通徴収」と必ず記入してください。
記入がない場合には、特別徴収可能と判断することがあります。

【6の記入例】

(摘要)	
住民登録地：岐阜市藪田南1-1	

6. 給与所得者本人の住民登録が土岐市にない場合

令和8年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

7. 所得金額調整控除の適用がある場合

所得金額調整控除の適用があり、次に該当する場合には、それぞれ下記の内容を付記してください

- ・同一生計配偶者が特別障害者の場合：配偶者の氏名の後に「(同配)」と付記してください。
- ・扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合：扶養親族の氏名の後に「(調整)」と付記してください。

ただし、「⑩（源泉・特別）控除対象配偶者」、「⑭ 控除対象扶養親族等・16歳未満の扶養親族」に記入されている場合は、記入を省略できます。